

平成 26 年 8 月 15 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

## 追加型投信「日本物価連動国債ファンド」の取扱開始について

株式会社 北都銀行(頭取 斉藤 永吉)は、平成 26 年 8 月 18 日(月)より、大和投資信託の追加型投資信託「日本物価連動国債ファンド」の取扱を開始いたします。

「日本物価連動国債ファンド」は、わが国の物価連動国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

当行は、今後とも地域のお客さまにご満足いただける商品、サービスの提供に努めてまいります。

### 記

#### 1. 取扱開始日

平成 26 年 8 月 18 日(月)

#### 2. お申込メモ

|         |  |
|---------|--|
| 商品分類    | 追加型投信／国内／債券  |
| ご購入価額   | 購入申込受付日の基準価額（1 万口あたり）  |
| 決算日     | 毎年 3 月 10 日および 9 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）   |
| 収益分配    | 年 2 回、分配方針に基づいて収益の分配を行います。   |
| ご換金価額   | 換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1 万口あたり)   |
| ご換金代金   | 原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。  |
| 信託期間    | 平成 25 年 9 月 5 日から平成 35 年 9 月 8 日まで（受益者に有利であると認められたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます）。 |
| お申込手数料  | 1.08%（税抜き 1.00%）   |
| 信託財産留保額 | 1 万口当たり換金申込受付日の基準価額の 0.1%  |
| 信託報酬    | 毎日、信託財産の純資産総額に対して年率 0.6372%（税抜 0.59%）以内  |
| その他の費用  | 諸費用、売買委託手数料などが信託財産から支払われますが、運用状況などにより変動ため、事前に料率、上限額などを表示することはできません。            |

以上

## 投資信託に関するご留意事項

- (1) 投資信託は預金ではありません。したがって預金保険の対象ではありません。
- (2) 投資信託は元本保証、利回り保証のいずれもありません。
- (3) 当行でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- (4) 当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理は信託銀行が行います。
- (5) 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- (6) 投資信託はその信託財産に組入れられた株式、債券、REIT などの価格変動、金利変動、為替相場の変動、有価証券の発行者に係る信用状況の変化などで変動し、基準価額が下落することにより投資元本を割り込むおそれがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することになります。
- (7) 北都銀行で取扱いの投資信託における手数料の概略は次のとおりです。お客さまには以下の費用をご負担いただきます。投資されるファンドの手数料の詳細については、当該ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）・目論見書補完書面でご確認ください。

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 購入時 | お申込手数料<br>(税込)   | 基準価額に対して 3.240% を上限とする率を乗じて得た額とします。(お申込時に直接ご負担いただきます。)<br>お申込手数料 = お申込口数 × 基準価額 / 10,000 × 手数料率   |
|     | 追加設定時<br>信託財産留保額 | 状況によって変動するため、事前に料率、上限等を表示することができません。  |
| 保有時 | 信託報酬<br>(税込)     | 信託財産の純資産価額に対して、年率 2.16% 程度を上限とする率を乗じて得た額とします。信託財産でご負担いただきます。(保有期間中に間接的にご負担いただきます。)  |
|     | その他費用            | 監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産でご負担いただきます。(保有期間中に間接的にご負担いただきます。)<br>※その他費用については、保有期間、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。 |
| 換金時 | 信託財産留保額          | 基準価額に対して 0.5% を上限とする率を乗じて得た額とします。(換金時に直接ご負担いただきます。)   |
|     | 換金手数料            | ありません。  |

株式会社北都銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第 10 号

加入協会：日本証券業協会